



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 福永 晃一
(兵庫県弁護士会所属)



第164回 【令和7年6月施行】熱中症対策の新ルール 中小企業が今すぐ整えるべき体制とは？

1 はじめに

令和7年6月1日より、改正労働安全衛生規則の施行により、熱中症対策に関する新たな義務が事業者課されることとなりました。

職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、ここ数年は増加傾向にあり、死亡災害も発生している状況です。

熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、本改正では、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐための「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者義務付けられます。

2 義務①：報告体制の整備と周知

まず、本改正により、事業者は、暑熱な場所において連続して熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、熱中症の自覚症状がある作業員又は熱中症のおそれがある作業員を発見した他の作業従事者にその旨を報告させる体制を整備するとともに、当該作業員に対し、当該報告体制を周知させなければならないこととなりました。

暑熱な場所において連続して行われる熱中症を生ずるおそれのある作業とは、具体的には、WBGT（湿球黒球温度）28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続して1時間以上、又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業であることが通達により示されています。

ただし、このような作業に該当しない場合であっても、作業強度や着衣の状況によっては、熱中症のリスクが高まることから、事業者は、本改正に準じた対応を行うよう努めることが通達により示されています。

そして、報告体制の整備には、熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる作業場の責任者等報告を受ける者の連絡先及び当該者への連絡方法を定め、かつ明示することにより、作業員が熱中症を生ずるおそれのある作業を行っている間、随時報告を受けることができる状態を保つことが含まれています。

周知の方法としては、事業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布のほ

か、朝礼における伝達等口頭によることが考えられますが、いずれにしても作業員に確実に伝わる必要があり、必要に応じて、複数の手段を組み合わせる行うこととなります。

3 義務②：熱中症対応手順の整備と周知

また、本改正により、事業者は、暑熱な場所において連続して熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定めるとともに、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその手順を周知させなければならないこととなりました。

これらの措置の内容及びその実施手順等については、熱中症の重篤化を防止する観点から、事業場の体制や作業実態を踏まえて合理的に実施可能な内容とする必要があります。

手順等の作成に当たっては、本改正に関する厚労省の通達やパンフレットに記載された手順例が参考となりますが、作業場所及び作業内容の実態を踏まえて、事業場独自の手順等を定めて差し支えありません。

これらの周知方法は、前記報告体制の周知方法と基本的に同様です。

4 今すぐやるべき対応

本改正は、既に施行されており、今後、暑熱な場所での作業が発生することが見込まれます。

そこで、まずは自社の作業環境を確認し、対象作業があるかどうかをチェックしていく必要があります。

そして、本改正に関する厚労省の通達やパンフレットなどを参考にして、報告体制および対応手順を文書化し、周知方法を検討していく必要があります。

中小企業にとって、こうした安全対策の強化は負担にもなり得ますが、一方で従業員の安心と信頼を確保する機会でもあります。本改正を、職場環境の見直しと改善につなげるチャンスととらえて、早めの対応を心がけましょう。